

承認第4号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 13 号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

取手市長 中 村 修

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和４８年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第３条（略） ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66 万円</u> とする。 ３ 第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26 万円</u> とする。 ４（略） （国民健康保険税の減額） 第２１条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66 万円</u> を超える場合には、<u>66 万円</u>)、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>26 万円</u> を超える場合には、<u>26 万円</u>)及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。	（課税額） 第３条（略） ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65 万円</u> とする。 ３ 第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24 万円</u> とする。 ４（略） （国民健康保険税の減額） 第２１条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65 万円</u> を超える場合には、<u>65 万円</u>)、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24 万円</u> を超える場合には、<u>24 万円</u>)及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) (略) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) アからウまで (略) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) アからウまで (略) 2 及び 3 (略)	(1) (略) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) アからウまで (略) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) アからウまで (略) 2 及び 3 (略)
--	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。